

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月14日

【四半期会計期間】 第22期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社フレアス

【英訳名】 Fureasu Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関根 竜哉

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 関根 真一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田2丁目27番3号

【電話番号】 03-6632-9210

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 関根 真一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第2四半期 連結累計期間	第22期 第2四半期 連結累計期間	第21期
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高	(千円)	2,206,363	2,733,045	4,584,081
経常利益又は経常損失()	(千円)	15,559	50,994	70,864
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する四半 期純損失()	(千円)	24,639	19,221	31,586
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	24,639	19,221	31,586
純資産額	(千円)	1,682,811	1,723,138	1,726,105
総資産額	(千円)	3,740,514	5,065,152	4,529,875
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	10.50	8.17	13.45
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	8.09	13.34
自己資本比率	(%)	44.59	33.92	38.06
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	251,640	95,513	233,145
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	77,116	33,580	516,914
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	300,734	21,612	511,112
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,186,189	1,058,807	975,263

回次		第21期 第2四半期 連結会計期間	第22期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純損失()	(円)	9.25	4.26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第21期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、物価の上昇等の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の経済活動に対する制約の解消による個人消費の増加等により、緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、物価上昇によるコストの増加など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する在宅マッサージ業界及び介護業界におきましては、少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれるとともに、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、在宅療養の重要性がますます高まってきております。

このような状況のもと、当社グループが訪問してサービス提供する対象の一部には介護施設が含まれておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が第5類に変更されたことに伴い、施設への立ち入り制限が減少したため、施術回数が増加しております。当社グループの施設系介護サービスにおいても、サービス利用に対する需要は堅調であり、サービス利用者数は増加傾向にあります。

また、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるという「2025年問題」及び高齢者人口がピークに達するという「2040年問題」の到来が見込まれる環境下において、介護施設等の法人営業を強化することによるサービス利用者のさらなる増大を通じて、超高齢社会における課題解決企業として当社グループが事業を遂行していくことを実現すべく、2023年3月より新規事業であるホスピス事業を開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2,733,045千円（前年同四半期比23.9%増）、営業利益は52,677千円（前年同四半期は営業損失18,272千円）、経常利益は50,994千円（前年同四半期は経常損失15,559千円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は19,221千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失24,639千円）となりました。

マッサージ直営事業

マッサージ直営事業では、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が第5類に引き下げられたことに伴い、閉鎖していた介護施設の再開が進みました。また、サービス休止中に筋麻痺や関節拘縮といった症状が進んでしまった利用者に対して、日常生活動作能力（ADL能力）の向上を目的として、従前よりも高頻度なサービス提供を提案することで、サービス提供回数の増加に取り組んでまいりました。当第2四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響が減少した結果、増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,768,519千円（前年同四半期比9.2%増）、セグメント利益は523,567千円（前年同四半期比43.5%増）となりました。

マッサージフランチャイズ事業

マッサージフランチャイズ事業は、2023年2月に当社のフランチャイズ事業がテレビ番組で紹介されたことにより、認知度が向上いたしました。また、新規事業を検討している法人への営業活動を強化したこと等で「フレアス在宅マッサージ」フランチャイズの新規開設数が21件あり、当第2四半期連結累計期間末における加盟店数は306拠点（前年同四半期末比8.9%増）となりました。

また、加盟店からのロイヤリティ収入等についても加盟店の施術件数増加により増加した結果、増収増益となりました。

以上の結果、売上高は427,890千円（前年同四半期比37.7%増）、セグメント利益は98,100千円（前年同四半期比31.5%増）となりました。

施設系介護サービス事業

施設系介護サービス事業に含まれる看護小規模多機能型居宅介護事業においては、2023年9月に看護小規模多機能県立美術館前の開設により、拠点数が6拠点となりました。既存施設においては、地域の医療機関等への営業活動の強化等により、登録利用者数が増加し、売上高が増加いたしました。また、ホスピス事業においては、2023年9月に当社初の直営ホスピス施設であるメディカルケアホーム県立美術館前を開設し、拠点数が2拠点となりました。事業譲受けにより2023年3月にサービスを開始したメディカルケアホーム四日市も順調に稼働しております。一方で、看護小規模多機能型居宅介護事業及びホスピス事業の新規開設のための費用が先行して発生いたしました。

以上の結果、売上高は322,913千円（前年同四半期比555.8%増）、セグメント損失は158,168千円（前年同四半期はセグメント損失53,389千円）となりました。

その他の事業

その他の事業セグメントに含まれる主な事業である訪問看護事業は、地域の医療機関及びケアマネジャーに対する営業の強化及びマッサージ直営事業拠点との共同営業を推進することで、当社グループのサービスの認知活動を推進してまいりました。2023年3月に1拠点を閉鎖したことにより、当第2四半期連結累計期間においては、売上高は減少しましたが、コスト抑制等によりセグメント収支は黒字に転換いたしました。

以上の結果、売上高は213,721千円（前年同四半期比5.6%減）、セグメント利益は8,750千円（前年同四半期はセグメント損失7,992千円）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、3,032,852千円（前連結会計年度末比10.6%増）となりました。主な内訳は、現金及び預金が1,058,807千円（前連結会計年度末比8.6%増）、売掛金が1,146,521千円（前連結会計年度末比1.0%減）及び立替金が736,207千円（前連結会計年度末比44.1%増）であります。

また、固定資産は、2,032,299千円（前連結会計年度末比13.7%増）となりました。主な内訳は、有形固定資産が920,966千円（前連結会計年度末比40.9%増）、のれんが456,394千円（前連結会計年度末比4.6%減）、契約関連無形資産が223,076千円（前連結会計年度末比4.9%減）及び投資その他の資産が354,542千円（前連結会計年度末比8.4%増）であります。

この結果、総資産は5,065,152千円（前連結会計年度末比11.8%増）となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は1,226,152千円（前連結会計年度末比41.8%増）となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金が431,490千円（前連結会計年度末比6.6%増）及び流動負債のその他が484,687千円（前連結会計年度末比40.7%増）であります。

また、固定負債は2,115,860千円（前連結会計年度末比9.1%増）となりました。主な内訳は、リース債務が831,378千円（前連結会計年度末比55.0%増）であります。

この結果、負債合計は3,342,013千円（前連結会計年度末比19.2%増）となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,723,138千円（前連結会計年度末比0.2%減）となりました。主な内訳は、利益剰余金が1,136,955千円（前連結会計年度末比0.5%減）であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,058,807千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、95,513千円（前年同四半期は251,640千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益50,994千円（前年同四半期は15,559千円の損失）及び減価償却費51,769千円（前年同四半期は30,475千円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、33,580千円（前年同四半期は77,116千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出1,584千円（前年同四半期は36,821千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、21,612千円（前年同四半期は300,734千円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入100,000千円（前年同四半期は500,000千円）によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,352,600	2,352,600	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株であ ります。
計	2,352,600	2,352,600	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2023年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	700(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,080(注)3
新株予約権の行使期間	2026年7月15日から2033年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,080(注)4 資本組入額 540(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の発行時(2023年7月14日)における内容を記載しております。

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整

により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めたる者についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

2023年7月14日から2026年7月14日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

2026年7月15日から2027年7月14日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

2027年7月15日から2033年6月30日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

- (1) 当社は、新株予約権者が権利を行使することができなくなった場合、及び、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記(注)6に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2023年8月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	210(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	904(注)3
新株予約権の行使期間	2026年9月2日から2033年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 904(注)4 資本組入額 452(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の発行時(2023年9月1日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

2023年9月1日から2026年9月1日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

2026年9月2日から2027年9月1日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

2027年9月2日から2033年8月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

- (1) 当社は、新株予約権者が権利を行使することができなくなった場合、及び、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得ら

れるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(7) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

(8) 新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日		2,352,600		295,722		285,722

(5) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社優美	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町539- 1	800,000	34.01
澤登 拓	山梨県南巨摩郡富士川町	709,100	30.14
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人:モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大 手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	93,800	3.99
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	42,900	1.82
有上 宏	東京都世田谷区	42,300	1.80
a uカブコム証券株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング24階	38,900	1.65
澤登 耕	東京都世田谷区	29,200	1.24
フレアス従業員持株会	渋谷区初台2丁目5 - 8 西新宿豊国ビル2階	28,900	1.23
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	20,500	0.87
株式会社山梨中央銀行	山梨県甲府市丸の内1丁目20 - 8	20,000	0.85
計	-	1,825,600	77.60

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,351,600	23,516	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	2,352,600	-	-
総株主の議決権	-	23,516	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、かがやき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	975,263	1,058,807
売掛金	1,157,777	1,146,521
貯蔵品	11,473	13,218
立替金	511,031	736,207
その他	89,513	80,014
貸倒引当金	2,325	1,916
流動資産合計	2,742,733	3,032,852
固定資産		
有形固定資産		
リース資産	487,212	760,982
その他	166,626	159,983
有形固定資産合計	653,838	920,966
無形固定資産		
のれん	478,370	456,394
契約関連無形資産	234,615	223,076
その他	93,255	77,319
無形固定資産合計	806,241	756,790
投資その他の資産		
繰延税金資産	160,605	153,125
その他	166,456	201,417
投資その他の資産合計	327,062	354,542
固定資産合計	1,787,142	2,032,299
資産合計	4,529,875	5,065,152
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	160,000
1年内返済予定の長期借入金	404,838	431,490
リース債務	18,884	23,347
未払法人税等	23,592	43,275
賞与引当金	72,783	83,352
その他	344,504	484,687
流動負債合計	864,602	1,226,152
固定負債		
長期借入金	1,131,784	1,001,120
リース債務	536,384	831,378
退職給付に係る負債	30,657	33,506
繰延税金負債	81,388	77,385
その他	158,952	172,471
固定負債合計	1,939,167	2,115,860
負債合計	2,803,770	3,342,013

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	295,722	295,722
資本剰余金	285,722	285,722
利益剰余金	1,142,600	1,136,955
自己株式	70	70
株主資本合計	1,723,975	1,718,330
新株予約権	2,130	4,807
純資産合計	1,726,105	1,723,138
負債純資産合計	4,529,875	5,065,152

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	2,206,363	2,733,045
売上原価	1,135,237	1,416,296
売上総利益	1,071,126	1,316,748
販売費及び一般管理費	1 1,089,398	1 1,264,071
営業利益又は営業損失()	18,272	52,677
営業外収益		
助成金収入	369	2,507
違約金収入	5,523	7,521
その他	1,647	3,578
営業外収益合計	7,540	13,607
営業外費用		
支払利息	3,812	14,697
支払補償費	673	547
その他	342	45
営業外費用合計	4,827	15,290
経常利益又は経常損失()	15,559	50,994
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	15,559	50,994
法人税、住民税及び事業税	11,484	28,294
法人税等調整額	2,404	3,477
法人税等合計	9,079	31,772
四半期純利益又は四半期純損失()	24,639	19,221
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	24,639	19,221

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	24,639	19,221
四半期包括利益 (内訳)	24,639	19,221
親会社株主に係る四半期包括利益	24,639	19,221

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	15,559	50,994
減価償却費	30,475	51,769
のれん償却額	11,635	21,975
貸倒引当金の増減額(は減少)	428	408
受取利息	5	4
支払利息	3,812	14,697
助成金収入	369	2,507
違約金収入	5,523	7,521
売上債権の増減額(は増加)	123,318	11,256
棚卸資産の増減額(は増加)	2,128	1,745
立替金の増減額(は増加)	89,422	225,176
未払金の増減額(は減少)	18,264	39,713
預り保証金の増減額(は減少)	11,500	13,500
賞与引当金の増減額(は減少)	4,899	10,568
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,187	2,848
その他	274	126,878
小計	153,399	106,837
助成金の受取額	369	2,507
違約金の受取額	5,523	7,521
利息の受取額	5	4
利息の支払額	3,812	14,697
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	99,653	6,114
その他	673	547
営業活動によるキャッシュ・フロー	251,640	95,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	27,697	3,436
無形固定資産の取得による支出	36,821	1,584
敷金及び保証金の差入による支出	13,462	28,818
敷金及び保証金の回収による収入	421	249
その他	443	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,116	33,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	160,000
長期借入れによる収入	500,000	100,000
長期借入金の返済による支出	168,868	204,012
社債の償還による支出	10,000	-
リース債務の返済による支出	6,260	9,567
ストックオプションの行使による収入	7,596	-
配当金の支払額	21,733	24,808
財務活動によるキャッシュ・フロー	300,734	21,612
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	28,022	83,544
現金及び現金同等物の期首残高	1,214,211	975,263
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 1,186,189	1 1,058,807

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料手当	425,647千円	469,028千円
賞与引当金繰入額	26,619千円	31,681千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	1,186,189千円	1,058,807千円
現金及び現金同等物	1,186,189千円	1,058,807千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	24,697	10.57	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,866	10.57	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マッサージ 直営	マッサージ フランチャ イズ	施設系介護 サービス	計			
売上高							
外部顧客への売上高	1,620,077	310,663	49,239	1,979,980	226,383	-	2,206,363
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,620,077	310,663	49,239	1,979,980	226,383	-	2,206,363
セグメント利益又は損失 ()	364,776	74,616	53,389	386,002	7,992	396,281	18,272

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護事業等を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメン
トに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注)3
	マッサージ 直営	マッサージ フランチャ イズ	施設系介護 サービス	計			
売上高							
外部顧客への売上高	1,768,519	427,890	322,913	2,519,323	213,721		2,733,045
セグメント間の内部売上高 又は振替高							
計	1,768,519	427,890	322,913	2,519,323	213,721		2,733,045
セグメント利益又は損失 ()	523,567	98,100	158,168	463,499	8,750	419,572	52,677

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護事業等を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメン
トに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	マッサージ 直営	マッサージフ ランチャイズ	施設系介護 サービス	計		
<財又はサービスの種類別の内訳>						
訪問マッサージ	1,620,077			1,620,077		1,620,077
フランチャイズロイヤルティ		154,189		154,189		154,189
その他のフランチャイズ加盟 店向けサービス		143,157		143,157		143,157
介護施設サービス			49,239	49,239		49,239
その他					225,206	225,206
顧客との契約から生じる収益	1,620,077	297,347	49,239	1,966,664	225,206	2,191,870
その他の収益		13,316		13,316	1,177	14,493
外部顧客への売上高	1,620,077	310,663	49,239	1,979,980	226,383	2,206,363

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業を含んでおります。
2. その他の収益は、主として企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース取引の収益が含まれております。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	マッサージ 直営	マッサージフ ランチャイズ	施設系介護 サービス	計		
<財又はサービスの種類別の内訳>						
訪問マッサージ	1,768,519			1,768,519		1,768,519
フランチャイズロイヤルティ		222,098		222,098		222,098
その他のフランチャイズ加盟 店向けサービス		189,369		189,369		189,369
介護施設サービス			322,913	322,913		322,913
その他					213,721	213,721
顧客との契約から生じる収益	1,768,519	411,468	322,913	2,502,901	213,721	2,716,623
その他の収益		16,422		16,422		16,422
外部顧客への売上高	1,768,519	427,890	322,913	2,519,323	213,721	2,733,045

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業を含んでおります。
2. その他の収益は、主として企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース取引の収益が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	10円50銭	8円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	24,639	19,221
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	24,639	19,221
普通株式の期中平均株式数(株)	2,345,496	2,352,535
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-円-銭	8円09銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	-	19,221
普通株式増加数(株)	-	22,738.94
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第5回新株予約権の発行 2023年6月27日取締役会決議により付与されたストック・オプション (新株予約権方式) (株式数 70,000株)

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月14日

株式会社フレアス
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 琢 磨

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 丁 卓 也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレアスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレアス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。